

平成20年第4回市議会定例会において可決された意見書

郵政民営化法の見直しに関する意見書

平20.12.24 第4回定例会で可決
提出先 衆議院議長、参議院議長、
内閣総理大臣、総務大臣

平成19年10月1日郵政民営化法に基づき、郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持株会社である日本郵政株式会社の下に、4つの会社に分社化されました。

民営化スタート後の状況を見ると、分社化されたことによる「非効率的な業務内容」や「各種サービスの質の劣化」「利用者利便の低下」が都市部、地方を問わず全国至るところで顕在化しており、地域住民からの不安の声も多く寄せられています。

郵政民営化法には、郵便局の設置と郵便事業についてはユニバーサルサービスが義務付けられていますが、ゆうちょ銀行とかんぽ生命についてはユニバーサルサービスに関して何ら義務はなく、郵便局への業務委託についても10年間は委託義務が明記されていますが、その後については明文化されたものはなく、法律の上では何ら保障もされていません。

このことは、地方の他の金融機関のない地域住民にとっては住民生活上の大きな不安となっています。

よって、国においては、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の金融2社についても、将来的に郵便局において確実にサービスを受けられ、国民の利便性に支障が生じないよう、ユニバーサルサービスを義務付けるなどの法的見直しを行い、郵政三事業が一体のサービスとして運営されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

教育予算の拡充を求める意見書

平20.12.24 第4回定例会で可決
提出先 衆議院議長、参議院議長、
内閣総理大臣、財務大臣、
文部科学大臣、総務大臣

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであります。

しかしながら、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において必要な教育予算を確保することは困難となっております。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきています。また、「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と文部科学省による「勤務実態調査」であらわれた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊の課題となっております。

一方、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、家計の所得の違いが教育格差につながってきています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはなりません。

そのため、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があります。

よって、国におかれては、教育予算の拡充に関する下記の事項について、早急に実現されるよう強く要請します。

記

- 1 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を策定し実施すること。
- 2 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、制度を堅持すること。
- 3 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。